

育児・介護を行う職員、障がいのある職員を支援する制度一覧

| 育児等に関わる休暇等 | | | |
|--------------------------------------|----|----|--|
| 制度 | 対象 | | 制度の概要等 |
| | 男性 | 女性 | |
| 不妊治療休暇 (規則 第11条5号の2) | ○ | ○ | (概要) 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる特別休暇 (期間) 1の年において5日(通院等が体外受精、顕微授精の場合は10日) |
| 妊娠中の通勤緩和休暇 (規則 第11条6号) | | ○ | (概要) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑程度等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合に取得できる特別休暇 (期間) 妊娠中の期間、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ1時間 |
| 妊娠障害休暇 (規則 第11条7号) | | ○ | (概要) 妊娠中の女子職員がつわり等妊娠に起因する障がいのため、勤務することが著しく困難な場合に取得できる特別休暇 (期間) 1妊娠期間を通じて14日 |
| 産前産後休暇 (規則 第11条8号) | | ○ | (概要) 女子職員が産前と産後に取得できる特別休暇 (期間) 産前と産後各8週間(出産予定日は産前を含む。多胎妊娠は産前14週間前から取得可) |
| 育児参加休暇 (規則 第11条9号) | ○ | | (概要) 男性職員が子の養育のため取得できる特別休暇 (期間) 妻の出産の日以降、1年を経過するまでの期間に5日 ただし、小学校就学前の上の子を養育する場合は出産予定日の8週間前から、多胎妊娠の場合は14週間前から取得可 (要件) 妻の出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合 |
| 家族看護(配偶者出産)休暇 (規則 第11条10号) | ○ | ○ | (概要) 妻の出産(男性職員の場合)や子の傷病等(子の出産を含む。)家族の看護のために取得できる特別休暇 (期間①) 配偶者、職員の父母、配偶者の父母及び中学校就学後の子の看護の場合は、1年に4日 (期間②) 中学校就学前の子又は中学校就学から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの障がいのある子の看護の場合は、1年に8日。2人以上いる場合は12日 |
| 学校等行事休暇 (規則 第11条11号) | ○ | ○ | (概要) 子の学校行事に参加するために取得できる特別休暇 (期間) 子1人につき年1日 (要件) 高等学校等を卒業し、又は修了するまでの子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合 |
| 育児時間 (規則 第11条13号) | ○ | ○ | (概要) 子を保育するために取得できる特別休暇 (期間) 1日2回各45分以内 (要件) 生後1年9月に達しない子を保育する場合 男性職員は、妻が子を保育できる場合は取得不可 |
| 育児休業 (法 第2条) | ○ | ○ | (概要) 子を養育するために取得できる休業制度 (期間) 子が3歳に達するまでの期間 |
| 部分休業 (法 第19条) | ○ | ○ | (概要) 子の養育のため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる休業制度 (期間) 1日2時間以内 (要件) 子が小学校就学の始期に達するまでの期間 |
| 育児等に関わる勤務制度 | | | |
| 制度 | 男性 | 女性 | 制度の概要等 |
| 育児短時間勤務 (法 第10条) | ○ | ○ | (概要) 子の養育のため、常時勤務を要する職のまま、職員の希望する日及び時間帯において勤務することができる勤務制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまでの期間 (例) ①3時間55分×週5日 ②4時間55分×週5日 ③7時間55分×週3日 ④7時間45分×週2日+3時間55分×週1日 等 |
| 早出遅出勤務 (訓令 第19条第4項) | ○ | ○ | (概要) 育児のため、始業及び就業の時刻(定時8:30~17:15)を、早出勤務(A7:30~16:15、B8:00~16:45)、遅出勤務(A9:00~17:45、B9:30~18:15)に振り替えることができる勤務制度 (優先事由) ①小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合 ②小学校に就学している子を放課後児童健全育成施設に迎える場合 ③小学校に就学している子で、②に掲げる以外に養育に特別な事由を有し、必要性が認められる場合 (期間) 同一年度内における日又は期間 |
| 休憩時間の分割 (訓令 第19条第4項) | | ○ | (概要) 12~13時の休憩時間を①45分と15分又は②30分と30分に分割する勤務制度 (期間) 同一年度内における日又は期間 (要件) 妊娠中の職員 |
| 休憩時間の追加 (訓令 第19条第4項) | | ○ | (概要) 12~13時の休憩時間とは別に①30分又は②15分の休憩時間を追加する勤務制度 (期間) 同一年度内における日又は期間 (要件) 妊娠中の職員 |
| 休憩時間の短縮 (訓令 第19条第4項) | ○ | ○ | (概要) 12~13時の休憩時間を15分短縮し①始業時の繰下又は②終業時の繰上をする勤務制度 (期間) 同一年度内における日又は期間 (要件) 妊娠中の職員、子を養育する職員 |
| 深夜勤務の制限 (条例 第9条第1項) | ○ | ○ | (概要) 子を養育するため深夜勤務(22:00~翌5:00)を制限する勤務制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまでの期間 (要件) 配偶者が常態として子を養育できない場合(深夜勤務従事、病気、妊娠等)に限る |
| 時間外勤務の制限 (条例 第9条第2項) | ○ | ○ | (概要) 子を養育するため、1月について24時間、1年について150時間を超える時間外勤務を制限する勤務制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまでの期間 |
| 時間外勤務の免除 (条例 第9条の2第1項) | ○ | ○ | (概要) 子を養育するため時間外勤務を免除する勤務制度 (期間) 子が3歳に達するまでの期間 |

| 介護に関わる休暇等 | | | |
|---|----|----|--|
| 制度 | 男性 | 女性 | 制度の概要等 |
| 介護休暇 (条例 第16条) | ○ | ○ | (概要) 要介護者を介護するため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で取得できる休暇 (期間) 必要と認められる期間 |
| 介護時間 (条例 第16条の2) | ○ | ○ | (概要) 要介護者を介護するため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において取得できる休暇 (期間) 1日2時間以内 |
| 家族看護休暇 (規則 第11条10号) | ○ | ○ | (概要) 妻の出産(男性職員の場合)や子の傷病等(子の出産を含む。)家族の看護のために取得できる特別休暇 (期間①) 配偶者、職員の父母、配偶者の父母、中学校就学後の子の看護の場合は、1年に4日 (期間②) 中学校就学前の子又は中学校就学から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの障がいのある子の看護の場合は、1年に8日。2人以上いる場合は12日 |
| 短期介護休暇 (規則 第11条第12号) | ○ | ○ | (概要) 要介護者を介護等するために取得できる特別休暇 (対象) ・要介護者の介護 ・要介護者の通院等の付添い ・要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他要介護者の必要な世話 (期間) 1の年において5日(要介護者が2人以上の場合は10日) |
| 介護のための職務に専念する義務の免除 (職專免規則 第2条11号) | ○ | ○ | (概要) 要介護者を介護する場合で、介護休暇を制度上可能な限り全て受けた後、更に引き続き介護を要するやむを得ない事情があると認められる場合に免除される制度 (期間) 1日を単位とし、3年を超えない範囲内において、介護を必要とする期間 |

| 介護に関わる勤務制度 | | | |
|----------------------------------|----|----|--|
| 制度 | 男性 | 女性 | 制度の概要等 |
| 早出遅出勤務 (訓令 第19条第4項) | ○ | ○ | (概要) 要介護者を介護するため、始業及び就業の時刻(定時8:30～17:15)を、早出勤務(A7:30～16:15、B8:00～16:45)、遅出勤務(A9:00～17:45、B9:30～18:15)に振り替える勤務制度 (期間) 同一年度内における日又は期間 |
| 休憩時間の短縮 (訓令 第19条第4項) | ○ | ○ | (概要) 12～13時の休憩時間を15分短縮し①始業時の線下又は②終業時の線上をする勤務制度 (期間) 同一年度内における日又は期間 |
| 深夜勤務の制限 (条例 第9条第3項) | ○ | ○ | (概要) 要介護者を介護するため深夜勤務(22:00～翌5:00)を制限する勤務制度 (期間) 介護を必要とする期間 |
| 時間外勤務の制限 (条例 第9条第4項) | ○ | ○ | (概要) 要介護者を介護するため、1月について24時間、1年について150時間を超える時間外勤務を制限する勤務制度 (期間) 介護を必要とする期間 |
| 時間外勤務の免除 (条例 第9条の2第2項) | ○ | ○ | (概要) 要介護者を介護するため時間外勤務を免除する勤務制度 (期間) 介護を必要とする期間 |

| 障がいのある職員に関わる勤務制度 | | | |
|--------------------------------|----|----|---|
| 制度 | 男性 | 女性 | 制度の概要等 |
| 早出遅出勤務 (訓令 第19条第4項) | ○ | ○ | (概要) 障がいのため、始業及び就業の時刻(定時8:30～17:15)を、早出勤務(A7:30～16:15、B8:00～16:45)、遅出勤務(A9:00～17:45、B9:30～18:15)に振り替える勤務制度 (期間) 同一年度内における日又は期間 |
| 休憩時間の分割 (訓令 第19条第4項) | ○ | ○ | (概要) 12～13時の休憩時間を①45分と15分又は②30分と30分に分割する勤務制度 (期間) 同一年度内における日又は期間 |
| 休憩時間の追加 (訓令 第19条第4項) | ○ | ○ | (概要) 12～13時の休憩時間とは別に①30分又は②15分の休憩時間を追加する勤務制度 (期間) 同一年度内における日又は期間 |
| 休憩時間の短縮 (訓令 第19条第4項) | ○ | ○ | (概要) 12～13時の休憩時間を15分短縮し①始業時の線下又は②終業時の線上をする勤務制度 (期間) 同一年度内における日又は期間 |

凡例

法：地方公務員の育児休業等に関する法律

条例：職員の勤務時間、休暇等に関する条例

規則：職員の勤務時間、休暇等に関する規則

訓令：三重県警察の処務及び勤務に関する訓令

職專免規則：職務に専念する義務の特例に関する規則

要介護者：配偶者、父母、子等の負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者